

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第29回ガスシステム改革小委員会

日時 平成28年2月23日（火）15：30～17：24

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

定刻でございますので、ただいまから第29回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

まず初めに、事務局からオブザーバーのご紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、川岸隆彦常務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、東京電力株式会社、佐藤美智夫執行役員 カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント、全国LPガス協会、内藤理専務理事、石油連盟、奥田真弥専務理事がご出席されています。また、公正取引委員会、消費者庁、総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議題

経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について

○山内委員長

よろしゅうございますか。それでは議事に入りたいと思います。

本日の議題ですけれども、「経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について」ということでございます。この議題に関連しまして、二村委員、それから大石委員から資料の提出がありました。したがって進め方としては、事務局からまず資料3をご説明いただきまして、その後二村委員から資料4及び参考資料の説明というものをお願いしたいと思います。

それでは、事務局から資料3に沿ってご説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

ご説明します。資料3、1ページをごらんください。経過措置料金規制に係る基本的な考え方について整理しております。

今般の都市ガスの小売全面自由化の目的の1つは、小口需要に係る現在の一般ガス事業者の供

給独占を廃止し、小口需要に係る需要家の獲得競争に競争原理を導入することにより、需要家利益の増進を図ることです。

他方、ほかのガスの小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められない場合には、競争によって需要家の利益を増進することを見込むことができません。

このため、こうした場合には、旧一般ガス事業者に対して小売料金規制を存置するというのが経過措置料金規制です。

適正な競争関係が認められる場合には、原則に立ち返り、経過措置料金規制を課さず、競争によって需要家の利益を増進させていくこととし、あわせて事後監視をしっかりと行っていくことによって需要家の利益を保護していくこととしたいと考えております。

2ページ以降に、前回のご指摘に沿う形で検討させていただいています。

まず、ご指摘事項①、二村委員、大石委員、松村委員から、経過措置料金規制に係る指定・解除の判断を行う単位については、事業者単位ではなく、供給約款料金を作成している単位とするなど、もう少し細かく見る必要があるのではないかとのご指摘をいただきました。

仮に特定の市区町村についてのみ経過措置料金規制を課すこととした場合には、当該市区町村についてはガス料金の水準が現在と大きく異なる可能性が高く、相当程度の値上げとなる市区町村が存在することも想定されるなど、激変緩和措置という経過措置料金規制の本来の趣旨が没却される蓋然性が高いと考えます。

他方、現在の一般ガス事業者の中には、その供給区域における幾つかの地域ごとに、異なる供給約款料金を作成している事業者も存在します。可能な限り現在の一般ガス事業者と他燃料事業者等との競争状態をきめ細かく把握する観点から、経過措置料金規制に係る指定・解除の判断を行うに当たっては、供給約款料金を作成している地域ごとにこれを行うこととしたいと考えます。

4ページ、ご指摘事項②です。引頭委員、草薙委員から、需要家の獲得競争において、旧一般ガス事業者がほかのガス小売事業者や他燃料事業者に負けた場合でないと経過措置料金規制が解除されない案になっているが、これは問題ではないかというご指摘をいただいております。

まず、前回の本委員会においては、フローに係る指標として、新築物件と既築物件とを分けて考えていたところですが、一般的には、新築物件のみといった形や、既築物件のみといった形で営業活動を行っている事業者が存在することは考えにくいことから、これは統合させることとしたいと考えます。

その上で、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数の半数以上がほかのガス小売事業者や他燃料事業者を獲得されている場合を、経過措置料金規制に係る解除要件として整理す

ることをご提案します。このような場合においても十分な競争圧力が働いており、需要家の選択肢が相当程度確保されていると考えられることから、需要家の利益が損なわれることはないものと考えられるためです。

5ページです。前回の事務局提出資料においては、フローに係る解除基準における他燃料等採用件数の中には、小売全面自由化後は、ほかのガス小売事業者による都市ガス供給採用件数を含むものとして整理をしたところでは、

他方、小売全面自由化の実施当初は、小口需要に係る既築物件については、ほかのガス小売事業者への離脱が起きることが想定される一方、ほかのガス小売事業者からの獲得については、離脱と同じような程度でこれが起きることは想定されません。

したがって、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、ほかのガス小売事業者との競争に係るものについては、小売全面自由化を開始した初年度である平成29年度における離脱件数などをもって直ちに評価するのではなく、一定期間の競争状況を踏まえて評価することが適当です。このため、例えばこうした獲得・離脱については、小売全面自由化後3年間は勘案しないこととし、4年目以降からこれを勘案することとしてはいかがでしょうか。

具体的には下段の表のとおり、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行うに当たっては、平成29年度から31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数が初めて勘案されることとなります。

7ページ、ご指摘事項③です。引頭委員、松村委員より、経過措置料金規制を解除するに当たっては、小売料金の低下がきちんと確認できて、これが需要家に安心を与えている場合には、当該規制を解除するという考え方もあるのではないかと。また、経過措置料金がほとんど形式的になっている場合においても、当該規制を解除するという考え方もあるのではないかとのご指摘をいただきました。

ご指摘のとおり、小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、十分な競争圧力が働いている可能性が高いものと考えられます。

また、多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることになった結果、経過措置約款に基づく料金メニューによって供給を受ける需要家の数が限定的となっている場合、経過措置料金規制を課す必要性が乏しくなっているものと考えられます。

このため、①小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、②自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数が、経過措置約款に基づく料金メニューによって供給を受ける需要家の数以上である場合には、経過措置料金規制を解除することとしてはいかがでしょうか。こちらは新たに設ける解除基準となります。

8ページ、ご指摘事項④です。多くの委員から、事後監視の期間は3年間で十分なのかのご指摘をいただいております。

まず国としましては、前回お示しした3年間の特別な事後監視の終了後も、一般的な市場監視を行っていくこととなります。小売料金のいたずらな値上げを行っているガス小売事業者がいまいかどうかなどを常に監視していきます。

また小売全面自由化後は、国は法律の規定に基づいて検証作業を行う予定です。仮にこの検証作業において、3年間の時限措置では不十分との結論を得た場合には、この期間を延長するなどの措置を講ずることも検討することとしたいと考えます。その上で、旧一般ガス事業者のみに課される特別な事後監視は3年間とすることが適当ではないかと考えております。

9ページに事後監視等のイメージを記載しております。

12ページ、ご指摘事項⑤です。引頭委員、橘川委員から、経過措置料金規制については、競争状態を3月に1度確認することなどにより、速やかに解除され得る環境を整えるべきのご指摘をいただきました。

ご指摘も踏まえまして、小売全面自由化後、国は3月ごとに経過措置料金規制が課されている事業者に対して報告徴収を行いまして、その都度、解除について判断をしていくこととしたいと考えます。

また、経過措置料金規制に係る指定・解除に係る情報については、国はその都度、広く交渉していくこととしたいと考えております。

ここで、今回、参考資料としてお配りしているとおおり、幾つかのご意見をいただいているところですので、あわせてご回答させていただきます。

1点目は、他燃料への切りかえには多大なコストがかかるため、都市ガス事業者同士の競争が確認されるまでは経過措置料金規制を維持すべきではないか。集合住宅や賃貸住宅においては、他燃料への切りかえはほぼ不可能ではないかというご意見です。

この点、都市ガスと他燃料の競争は現に生じており、都市ガスからLPガスへの切りかえコストは2～3万程度で済むことに加えて、オール電化への切りかえコストについても、切りかえ後、数年間のランニングコスト差で回収することが一般的です。このため、切りかえに多大なコストがかかるというご指摘は、実態を正確に捉えたものとは評価しにくいと考えております。

集合住宅や賃貸住宅に関しましても、都市ガスよりも魅力的な価格設定の他燃料が存在すれば、管理組合やオーナーの発意により他燃料に切りかえることは十分想定されると考えております。

2点目としまして、標準的な家庭用ガス料金の公表についてです。こちらはこれまでの本小委員会でご議論いただいたとおおり、全てのガス小売事業者に対しては、国のガイドラインにお

いて、定型的な料金メニューを公表することを求めてまいります。

3点目、料金値上げ時の事前説明についてです。こちらについては、供給条件を変更する場合には、法律上の説明義務、書面交付義務が課されることから、需要家に対する必要な情報の提供は適切に行われるものと考えられます。また、ガス小売事業者が需要家にこれを行うに当たっては、十分な時間的余裕をもって行うことも重要と考えています。

4点目としまして、経過措置料金規制を撤廃した後も標準的な家庭のガス料金の値上げ動向を監視し、問題がある場合には、経過措置料金規制の再指定を含めて是正措置が取れるようにすべきというご意見です。

こちらについては既にご説明のとおり、経過措置料金規制が解除された後も3年間の特別な事後監視を行っていくことに加えまして、これが終了した後も国は一般的な市場監視を行っていく予定です。旧一般ガス事業者が小売料金のいたずらな値上げをしないかどうか、常に監視をしていきます。

また、経過措置料金規制の再指定につきましては、前回の本小委員会でもご説明させていただいたとおり、国が旧一般ガス事業者などに対して経過措置料金規制を課さない、あるいは解除すると判断した場合には、その後は事後監視に移行することが原則であることから、原則として再指定は行わないこととしたいと考えます。

それでは資料3に戻っていただきまして、24ページ、継続論点として挙げておりました獲得・離脱に係る考え方の精緻化についてです。

まず、一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方の精緻化についてですが、26ページの図にありますとおり、エネルギー白書2015においては、直近の一般世帯における用途別のエネルギー消費について、暖房が23.1%、給湯が27.8%、厨房が8.7%となっております。

こちらを参考に、獲得・離脱の精緻化を考えたいと思いますが、給湯と厨房については、一般世帯においてガスと電気が併用されていることは考えにくい一方、暖房については、床暖房などのガスとエアコンなどの電気の併用が十分に想定される場所です。

このため、一般世帯における暖房に係るエネルギー消費のうち、ガスによるものが23.1%の半分であるものと仮定をします。仮に、旧一般ガス事業者が暖房に係るガス供給のみを獲得した場合には0.2件、給湯の場合には0.6件、厨房の場合には0.2件獲得したものと評価することとしてはいかがでしょうか。離脱についても同様です。

次に25ページ、業務用小口の取り扱いについてですが、業務用小口につきましては、データが存在しないことに加えまして、需要規模も千差万別であることから、標準化することは極めて困難です。

このため、業務用小口については標準化を行わないこととする一方、旧一般ガス事業者がその需要家の需要特性を踏まえ、獲得・離脱に係る考え方を個々に整理をし、その根拠となる資料などを準備して国に提出してきた場合には、その考え方に合理性が認められる範囲内において、獲得・離脱の件数を個別に評価することとしてはいかがでしょうか。

こうした精緻化の考え方については、都市ガス利用率についても応用することが可能です。このため、一般ガス事業者が行う消費機器調査により、例えば給湯需要と厨房需要のみの需要家の数などを把握しており、これに係るエビデンスを国に提出してきた場合には、その考え方に合理性が認められる範囲内において、都市ガス利用率の値を精緻化することも妨げないこととしたいと考えます。

26ページ、下段にそのイメージを書いております。

27ページに、今回の修正を踏まえました指定基準の全体像を示しております。STEP1でストックに係る指標として都市ガス利用率を確認します。50%以下であれば指定しないこととなります。50%超であれば、STEP2、フローに係る指標を確認することとなります。新築物件・既築物件を合わせた獲得件数・離脱件数を比較します。獲得件数の2分の1が離脱件数を超えていれば指定することとなります。こちらは直近3年間の合計ベースで評価をします。28ページにありますとおり、前回提案と同様、都市ガス利用率を踏まえた補正をかけることとなります。

27ページ右側、住宅団地型の簡易ガス事業者についても同様となります。

29ページに解除基準の全体像を整理しております。①から④のいずれかに該当すると解除されることとなります。

都市ガス利用率が50%以下となった場合、こちらが①です。

②新築物件・既築物件を合わせた獲得件数、2分の1以上に離脱件数があった場合。直近3年間の合計ベースで見て、都市ガス利用率を踏まえた補正をかけます。既築物件の獲得・離脱のうち、ほかのガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数を初めて勘案することとします。

③小口利用に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある場合。

④小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続で下落しており、かつ、自由料金メニューの需要家数が、経過措置料金メニューの需要家数以上となった場合。

右側、旧簡易ガス事業者については、旧一般ガス事業者に係る解除基準、①、②、④を踏まえた3つの基準を設けてはいかがでしょうか。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

次に資料4及び参考資料について、これは二村委員からご説明をお願いしたいと思います。

○二村委員

発言の機会をいただきありがとうございます。前回、こちらの委員会に提出されました事務局案、経過措置料金の規制に係るこの案につきまして、主要な消費者団体に対して、私と大石委員から説明を行い、ぜひ意見を出してほしいということで呼びかけをしております。短い期間ですので、この期間では意見がまとめられないという団体ももちろんございましたが、本日、私ども日本生協連と、それから大石委員の日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会も含めまして、6団体から意見を提出しています。

最後の参考資料というところに、4団体の消費者団体からの意見が出ておりますので、ご一読いただければと思います。このうち、全国消費者団体連絡会は、全国48の消費者団体が加盟するネットワーク組織です。理事会でご検討いただいて、今日の意見を出していただいたと聞いております。

読んでいただきますと、共通する点として、料金規制の解除についてはやはり慎重に考えてほしいということ。特に消費者の側から見て選べない状態での経過措置の解除ということについては反対という意見がほとんどだと思います。

前回の意見でも申し上げましたが、家庭の消費者からしますと、他燃料への転換というのは選択肢ではありますが、決して自由に選択できる条件というふうには言えないのではないかと思います。先ほど、余りコストがかからないという事務局からの説明もございましたが、都市ガスから他燃料に転換する、あるいはその逆にしても、どちらにしても一旦転換して、また今度やっぱり変えようかなというときには、また同じようなコストがかかるわけで、そういう意味では、電気で今、行われているような、Aという電力会社から、Bという電力会社に切りかえるというのとはわけが違うと思います。

都市ガス同士の競争であれば、そこは比較的、今の電気の選択に近いような状況になるのではないかと考えていますが、他燃料との競争ということを一一般の家庭の消費者に、自由に選べるからというふうに言われても、なかなか納得しづらいということはおわかりいただきたいと思います。

前回、大石委員と私の連名の意見書ということで提出したものを、今回の事務局案で比べてみますと、STEP1とSTEP2と分けてご説明いただいておりますが、この2つの条件に相当するよう

な条件を両方満たす場合については解除するという提案をしています。また、事業者ごとに開示をする場合には、競争を呼び込むような、そういった条件をつかった上で解除してはどうかという提案をさせていただきました。それらの条件ではなぜだめなのかと、今、改めて思っております。

この点にこだわる理由というのは大きく3つあります。1つ目は、ガス料金の中に託送料金というのがそれなりに含まれているわけですが、託送料金についての精査というのが大幅に簡略化するという中で、託送料金を含むガス料金の値上げということについて、歯どめが明らかでないということです。いたずらな値上げというようなことでは書いてありますが、もう少しここは明確にさせていただく必要があると思っております。

それから、少量の需要家の原価の回収ですとか、そういったものについては、当然、今の経過措置の中でも認めればいい話だと思っておりますし、前回は申し上げたと思うのですが、経過措置が残ったとしても、自由料金の設定ですとか、そういったものは可能だと思いますので、家庭用の料金で経過措置を残すということが小売の自由化を阻害するという点について、なぜそうなってしまうのか、そうでなくても競争というのはできるのではないかということについて、やはり説明をしていただきたいというふうに思います。

3つ目に、経過措置を解除した後、競争が激しい領域ですとか、そういったところからのしわ寄せで、家庭用の料金の値上げということが行われる可能性もあると思っておりますが、そういう場合に、他燃料に転換しようとする、消費者の側からすると手間やコストがかかる。それは、ガスの自由化でもって自分たちのあずかり知らないところでかえって負担と手間が拡大するという、それは懸念にすぎませんので絶対そうなるということではありませんが、そういうことについてどういう策があるのかということの説明が必要だと思います。

そこまでが今回の事務局案に対する基本的な意見ということになります。幾つかあと確認をさせていただきたいことがありますので、これは後ほどお答えいただければと思います。

1つ目は市場の監視をどのように行うのかという点で、今回も事後監視のことは、先ほど説明いただきましたが、その後も一般的な市場の監視をするというふうに説明をされております。電力の場合は、広域的運営推進機関があって、スイッチングの状況というのが実は報告されているというのを私も最近知りまして、それぞれの管内で何件ぐらいスイッチングしているとかということが今わかるようになっていて、非常に興味深いなと思っております。都市ガスの場合はそういう機関がありませんので、そういうスイッチングの状況ですとか、その他の競争条件についてどのように監視をされるのか。特に200者以上もあるということですので、どのようにモニタリングされるのかをぜひ伺いたいです。多分、電力ガス取引監視等委員会で行われる

のだらうと思いますけれども、今の体制で十分なのかとか、とりわけ地方における競争状態について、私ども心配をしておりますので、どのように目配りできるのかという点が大変気になります。

それから2つ目に、これは先ほど口頭でのご説明いただいた点を、改めて確認させていただきまします。標準的な料金の公表と、それから料金変更の際の事前の書面による通知という点については、これは行わないといけないこととして義務づけられると理解しましたがよろしいですか。資料がないので、口頭で確認をさせていただきたいと思います。

それから3点目に、これは要望ということになります。特に今回すぐにお答えいただかなくてもいいのですが、市場監視をする際に、不合理な値上げとか、いたずらな値上げというのは非常に抽象的ですので、本来であれば何か明快な基準がないと措置できないのではないかと思います。この点についてはぜひ、別途で構いませんがご検討いただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それではこれから、事務局から説明のありました論点について委員の皆さんからご意見、ご質問ということにさせていただきますが、例によりましてご発言される委員の方につきましては、お手元の名札を立てていただくようお願いいたします。

いかがでございましょう。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。消費者としての意見は、今、二村委員が代弁してくださった通りです。今回多くの消費者団体から意見書も出されておまして、この会議でちゃんと消費者の意見を伝えてほしいと言われておりますので一言述べさせていただきました。加えまして、もう一つ質問をさせていただきたいと思います。

今回の委員会に参加するに当たって、こちらの「第189回の通常国会の電気事業法の一部を改正する法律案」の関係資料というのを渡されまして、これともう一冊ありましたが、しっかり勉強するよという事で読ませていただきました。冒頭の提案理由の中の3ページのところに、都市ガスに関する記載がありまして、その中の第3-2というところで、「需要家保護を徹底するため、ガス小売事業者に契約条件の説明義務などを課すとともに、競争が不十分な地域では、現在の一般ガス事業者に対し、経過措置として小売料金規制を継続いたします。」と書いてあり、その後には、法案の内容が書いてあります。この提案理由の中身はご紹介したようになっていま

す。

ところが先週、2月17日に電力自由化に関する消費者向けの説明会が開催されまして、その資料の一部に電力及びガスのシステム改革のスケジュール案というのが出されておりました。スケジュールの中では、都市ガスについては、来年4月1日に自由化と同時に経過措置料金は取り払うということが既に書いてありました。

最初に指摘しました国会の法律改正の提案理由に書いてある内容と、今回、説明資料の中に入っていたスケジュールというのが余りにも内容が違っております。なぜ最初の提案理由のところから、現在検討されているように、経過措置料金は原則として撤廃するという事になったのかという説明を、ぜひお願いできればと思います。

都市ガス自由化に際しての経過措置料金の撤廃について、なぜ消費者がこれほど心配するのかといいますと、まず電力の場合は、自由化によって電源を消費者が選べるようになる、または、例えば自分で太陽光発電を取りつけて電気をつくるですとか、そういうことが可能です。しかし、都市ガスの場合には、都市ガスのほとんどが国外からの輸入であって、もちろん自分で作ることはできず、ただ選ぶということしかできません。電源のような差はないので、基本的に事業者を選ぶことしかできない。そのときにやはり一番気になるのが料金設定ということなのですが、これまで自由化してきた世界の国々の状況を見ましても、自由化によって必ずしも料金が下がったという結果が出ていないということです。

これにつきましては、前委員の杉本さんから事務局のほうに資料を提出してほしいと要望があり、海外での事例、それから大口のガスの需要家の事例、それからLPの事例について資料を出していただいております。

海外の場合にも当初一度は下がっているのですけれども、その後じわじわと上がり続けていて、必ずしも下がっていないということがあります。それから大口のガスの需要家のほうも、自由化はしているけれども、実際に参入している企業の数というのはとても限られていて、活発な競争が起きているという結果は出ていません。プラス、既に自由化しているLPガスのほうは、ここでLPガスの話をするとまたひんしゅくを買うかもしれませんが、結果として、やはり標準料金の設定ができないぐらい、いい意味の自由化ではなくて、消費者にとっては困った状態の自由化が進んでいるという状況です。

消費者は自分が買っているLPの値段については、もしかしたら料金表はもらっていてわかるかもしれないけれども、ほかの事業者との比較ですとか、同じ事業者の中での他の人との比較ができない状況です。その事業者が扱っている標準の料金表がつかれないところにまで進んでしまっています。これを見ても、一度、経過措置を外してしまった場合に、その後、また経過措置

を戻そうとしてもなかなか難しいという現状があるというふうに思います。これらの不安が払拭されない限りは、やはり経過措置というのは安易に外していいものではないというふうに思います。

ですので、最初の主張に戻りますけれども、このような状況のなかで、なぜ経過措置料金は原則撤廃ということになったのかということについて、ぜひ教えていただけますとありがたいです。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

あと、日本コミュニティーガス協会から上がっていますので、よろしくをお願いします。

○松村オブザーバー

経過措置料金規制が課される簡易ガス事業者のこの指定基準については、これまでも意見を申し述べてまいりましたけれども、簡易ガス事業の実態とか、特性に応じて設定されるものというふうに今でも考えておまして、本日の事務局案では従前の指摘と同様のものになっておりますので、十分に意見を聞いていただいたかどうかという点では疑問に思っております。

具体的なデータがないため、STEP2まで行きますと、この事務局案適用で、最終的にどの程度の団地が指定されるのか推測の域を出ませんけれども、とても例外的措置とは言えない相当数の団地が指定されるということが懸念されます。システム改革の目的とか、あるいは現実に厳しい競争にさらされているといった事業者の実感に照らしますと違和感を覚えるというのが、そういった声が多く寄せられているところでございます。

特に、一般ガス事業者の供給区域内にある簡易ガス団地につきましては、料金規制が課されない、自由料金になった一般ガス事業者の広い供給区域内の中に囲まれて、一町内会にも満たない簡易ガス団地で料金規制を課するという意味がどこにあるのか理解ができません。

簡易ガスの切りかえは、オール電化はもちろんです、初期の設備費用が要らないLPガスの販売にも、液石販売にも切りかえが容易にできます。これに加えて、既に一般ガスの導管が入り込んでいる団地内の消費者には十分な選択の余地があると、自由が確保されているというふうに考えております。

一般ガスの供給区域内の団地の指定につきましては、競争の活性化によって相互の料金低廉化を図るという観点からも、消費者利益を最大化するためにも再考の余地があるのではないかとこのように思っています。

さらに、具体的な指定基準案について申し上げますと、簡易ガス事業を実際に監督するのは

地方経済局になると思います。その一部では数年前から他のエネルギーに切りかえられて、1年程度しましたら、事業者の意思にかかわらず、その団地の供給地点数を減少させるように指導しています。この場合、団地の見た目の形状と、ガス事業法上の団地は異なるということになりますし、この基準を適用しますと競争の実態が反映されない、非常に高い比率、シェアということになります。供給地点数の減少を指導して許可した経済局というのは、その事情をよく承知しておりますので、過去の許可に関する資料と照らし合わせれば、合理的に説明できるということでもあります。そういった数値の採用については、柔軟性を持たせるべきだと考えています。

また、利用率の精緻化の考え方を入らせていただいたことはありがたいと思っていますけれども、資料の24ページの暖房、給湯、厨房等の用途別エネルギーの比率はオールジャパンの数字であります。しかし現実には、北海道と、例えば関東以西とでは明らかに大きな違いがあります。こういった地域性も加味した数字が使えるように、地域に応じた適切な総合判断になるように考えていただければ幸いです。

最後に、私ども全国1,400の簡易ガス事業者は、大半が小規模事業者で占めております。簡易ガス事業に携わる従業員数は平均で8名にも満たないのが実情なんです。前にも申し上げましたように、指定基準案という管理もしていない空き家、空き地の数とか、あるいは、これまで調査、記録もしていない新築、既築とか、獲得・離脱の件数を、過去3年間にわたっての報告徴収となりますと、事業者にとっては大きな負担を強いることとなります。精緻化しようと余り細かい数字を求められましても、全ての事業者が対応するということは困難であります。

要は、目的が達成されればいいのですから、3カ月ごとの報告だけでなく、指定する際にもぜひこのような事情をおくみ取りいただきたいというふうに考えます。私どもは消費者保護の観点からは、むしろ事後監視をしっかり行っていただくということがシステム改革の目的に合致するものだと考えております。

どうぞ委員の先生方、事務局には、改めてご理解いただきますようお願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、松村委員どうぞ。

○松村委員

意見を申し上げます。経過措置の指定要件についても言いたいことは少しあるのですが、それよりもはるかに私は解除条件のほうが重要だと思っているので、そちらを発言させていただきます。前回も言いましたが、この解除条件は、今の段階で十分条件を設定し、これを極めて緩い水準に設定するという今回の事務局案には反対です。基本的に現段階では総合判断とすべきと思

います。

一般的な審議会では、むしろ事務局が総合判断という案を出し、それでは役所の裁量が強過ぎるからもっとルール化せよと、我々、経済学者が言うのが普通。今回、真逆のことを言わざるをえない。裁量の余地がなくなるという点では透明になっても、極めて緩い基準になってしまったら、私はとても心配です。

前回も言いましたが、託送料金はまだまだ不透明な状態が、緊急的な措置、暫定的な措置と正当化しながら、長く続くという状況を放置しておいて、解除基準だけを明確に、しかも相当緩い条件で明確にしようとするのはどうかしているのではないかと心配になります。

これに関して、前回、委員から信じがたい発言があった。「松村委員は、経過措置はずっと続けろと言ったようだが」というような発言があったようですが、論理的に考えると、私は、託送料金が不透明だという暫定的な状況を正するのが先じゃないかと言い、それを受けて、経過措置料金がずっと続くとその委員が考えたということは、緊急的な、暫定的な措置がずっと続くと思っているということ。でないと論理的におかしいわけですね。

つまり暫定的、緊急ということで正当化したのにもかかわらず、その委員はそれがずっと続くと思っているということ。そう思っている委員がいるということは、本当にそうなる可能性は否定できない。そのような状況を放置しておいて、解除基準だけ慌てて設定するというのは、やはり順番としてもとてもおかしいと思います。

次に、この6ページのところを見ていただきたい。幾つか挙げていますが、これはこのうちの1つが満たされればよいという発想なわけで、他の条件を満たしていなくても1個だけ満たしていればよいというもの。つまり十分条件なわけです。

例えば4番を見てください。前回も指摘しましたが、新規参入者1社だけいて、ここが10%シェアをとるということは、既存事業者は90%のシェアをとっていることもあり得るわけですね。既存事業者が90%のシェアをとっていて、新規参入者が10%のシェアをとっていて、10%もとったのだから、十分競争的だから、これが十分条件で解除する。幾ら何でも緩過ぎる。

ここで、独禁法の結合規制のことを言及していたわけですが、もし企業結合規制の類似でいうなら、十分条件と考えるなら50%が自然だと思います。ただ、私は50%を提案しているのではありません。それは十分条件だったとしても、逆に、50%新規参入者がシェアをとるまでは解除されないのかと誤認させる恐れがあり、そうなる厳し過ぎるかもしれない。

50%に満たない状況だったとしても、極端なケースで10%ぐらいだったとしても、それは既存のガス事業者が頑張って価格を下げていて、新規参入者はなかなか入れないけれども、それで

も10%とって、既存事業者がもし価格を上げようとしたら、たちまち新規参入者が更にシェアをとりそうな状況だとすると、新規参入者のシェアがたった10%しかないけれども十分競争的だと判断する余地がある。この程度のことであれば、ここの例示は納得できる。これが十分条件だなどというのは余りにも甘過ぎる。

極端なことを言えば、10%程度だったら、形式的には子会社ではない関連会社だとか、あるいは仲の良い企業にシェアを少し譲って、それで基準を満たそうなんていうことだってできかねない。そんな、とても緩い基準。このような緩い基準を十分条件で設定するのには反対です。

さらに別のところの条件でも、深山委員が前回指摘されましたが、指定するときの条件と、解除するときの条件は同じでなければならないということはないと思います。この点については、例えば指定されるというときに、このままほっておくと51%、だから指定されてしまう。だけど、ちょっとガスの営業の手を抜けば、これが49%になりそうというようなときに、解除のためにわざわざガスの営業の手を抜くとか、競争の手を抜くなんていうことになったら本末転倒。

だけど指定する段階では、このような数値がこういう形で使われるということを事業者は予想していなかったと思うので、ここで事業者がわざと手を抜いた結果こうなったということはほとんど考えられないと思いますから、このような基準を設定するということが合理的なのかもしれない。けれども、解除基準として同じ基準を持ってくれば、ぎりぎり指定されてしまったところをマニプレートして、少し落とせば解除されることになったらとても有害。だから、指定基準と解除基準は違って当然。

その意味でも、私は総合判断ということをしつこく言っているわけです。一方で、ここの委員会の委員も、複数の委員がLPガスの委員会に出ていて、今、制度改革がされているわけですよ。その制度改革がとてもうまくいって、例えばドラスティックにLP市場の透明性が高まって、その結果としてLPガスに対する信頼性がドラスティックに高まって、その結果としてドラスティックにLPガスの競争力が増した。その結果として都市ガスのシェアが落ちたとか、そういうことがあったとすれば、それは市場がより競争的になり、指定時には満たさなかった数値を満たすようになった、それで解除、ということはあるかもしれない。そういうような特別な事実が全くなく、単に手を抜いただけで、解除してはいけないと思います。設定のときの条件と、解除の条件を機械的に同じにしてはいけないと思います。その意味でも総合判断とすべき。

ここで書かれている基準は、総合判断時にこういう要素を考慮するという例示なら問題ない。これらの要素を総合的に判断して解除することはあってもいいのかもしれないけれども、いずれにせよこれを満たしたら十分条件として解除などというものとしては余りにも緩過ぎると思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、今、ちょっと札が上がっていないようですので、これまでの議論を事務局のほうからコメントをお願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。まず二村委員からご指摘をいただいた点ですけれども、1つは自由料金の設定は可能ではないかと。これで十分に競争ができるのではないかとというご指摘をいただいております。この点につきましては、仮に経過措置料金規制が課された場合には、経過措置料金の変更に当たっては国の認可を受けることが必要になりますし、それ以外にも、経過措置約款に基づく供給に係る収支と、自由料金による供給に係る収支を区別して作成する義務ですとか、あるいは、約款に基づく供給をほかの事業者に譲渡する場合には、また大臣の認可が必要になるといったような形で、相当程度ビジネスが煩雑になるおそれがございます。

全体としてビジネスのスピード感ですとか、あるいはダイナミズム等々を考えますと、やはり経過措置料金をとりあえず広くかけて、自由料金メニューで競争してもらおうということが適当かどうかというところは議論があるのではないかと考えているところでございます。

それから二村委員からございました別の論点ですけれども、市場の監視をどう行うのかという点でございます。スイッチの件数等の情報につきましては、広域機関はガスについてはないんですけれども、国で情報をしっかりとっていきたいと考えています。

それから、一般的な市場監視の方法につきましては、電気の動向なども見ながら、今後具体的には検討していくこととなりますけれども、少なくとも小売料金の水準についてはチェックをしていくということになろうかと思えます。

それから大石委員から、もともとの考え方が、競争が不十分な地域においては経過措置ということだったのではないかとというご指摘をいただいておりますけれども、そこは我々としても全く変わっておりませんで、ちょっとその資料は確認できていませんけれども、自由化と同時に経過措置を取り払うということは今でもあり得ないと思っております。十分な競争状態にあるかどうかというのを見ながら経過措置をかける指定はしたいと思えますし、それを解除する場合も、十分な競争状態にあるかどうかというのを見ながら解除していくということかと思えます。

それから、料金が上がらないかどうかというのをどう確認するかというのは、先ほどの回答と重複しますが、まずは経過措置が外れた場合には、特別な事後監視を3年間行うこととなります。その後も一般的な市場監視は、これは旧事業者だけに限らず、新規参入者も含めてで

すけれども、料金については厳しくチェックをしていくということになろうかと思えます。

コミュニティーガス協会の松村オブザーバーからいただいた意見につきまして、幾つかご回答をさせていただきます。まず、地域性を反映できないかというところは、十分なエビデンスがあるかどうかも含めまして、今後検討していきたいというふうに考えます。

それから、松村委員からいただきました総合判断とすべきではないかという点ですけれども、ここはもちろん議論の余地は十分あろうかと思えます。一方で、総合判断とすべきかどうかについては、まずビジネスの予見可能性ということは考える必要があろうかと思えます。

それから指定基準と解除基準は全く同じでなくてもいいのではないかというのはそのとおりとはいえますけれども、ここについても同時に、指定をされた者と、指定をされなかった事業者の公平性ということも考える必要があろうかと思えます。例えば数値の少しの差で指定されるケース、されないケースというのが出てくるケースもあろうかと思えます。そういう意味では、指定基準と解除基準が大きく違う場合には、それが事業の公平性という観点から適当かどうかというところは判断が必要かと思えます。

一方で、ご指摘のとおり、例えば今回ご提案させていただいている解除基準を満たした場合においても、例えば、あるガス会社Aが電力会社Bと協調した行動をとることなどによって、わざと電力会社Bにみずからの供給区域のシェアの10%を獲得させるといったようなケースも可能性としては想定されるところでございます。

このため、経過措置料金規制を解除するに当たっては、実際に解除基準を満たしていることに加えて、マニピュレーションのような、経過措置料金規制を解除すべきではない特段の事情がないかどうかについてもあわせて確認をしていくことにしたいと思えます。明らかに経過措置料金規制を解除すべきではない事情があれば、これはその解除を見送るという判断があり得るかと思えます。

それから④の基準、都市ガス同士の競争の基準の10%というのが緩いのではないかというご指摘もいただいております。こちらの10%というのは、あくまでも小口の、かつ都市ガス同士の競争の話でございます。これ以外に大口市場、あるいは他燃料との競争があることも踏まえまして、10%が妥当なんではないかと事務局としては考えているところでございます。なお、この10%には、当然のことながら関係会社のシェアというのは、他燃料にしても、同じ都市ガスにしても除外するというのを考えているところでございます。

最後、マニピュレーションにつきましては、先ほどの解除しない判断をするケースと同じですけれども、事業者がわざと手を抜いているかどうかというところについては厳しくチェックをしていきたいと考えているところです。

以上です。

○山内委員長

松村委員、今の答えについてですか。じゃ、どうぞ。

○松村委員

今のリプライに限定して発言させていただきます。まず自分に対するリプライじゃないのにちょっと変ですが、事後監視のことについてももう少し説明していただけないでしょうか。

例えばこの資料の9ページのところでは、3年間は重点的な事後監視をするわけですね。私たちのイメージとしては、重点的な事後監視をするといえば、当然、無茶なこととか、リバランスの範囲を超えたような大幅な値上げなんて当然しないだろう、したがって上のほうに行くだろうということは当然に期待しているわけですが、ここではそうでなかったときの備えもしているわけですね。

だけど、重点的な事後監視をしても全く機能しなくて、とても解除できない状況になったときに、そのような役に立たなかった重点規制を更に3年間加えて、何でそれが重点規制によって抑制できると考えるのか。中身をもっと詳しく言ってもらわないとわからない。ただ、私がわからなかったというだけで、大石委員がああ説明でもし完全にわかっていたから、余計だということなら、無視していただいても結構です。

それからリプライで、10%が妥当だと思うということを再び言われた。だから10%という事務局案が出てきたのはとてもよくわかる。それが妥当だと信じるのは勝手ですが、10%が十分条件として妥当だという根拠を挙げていただけませんか。前回から妥当だと思うとだけ何度も繰り返されても困ってしまう。

合併審査のことを最初に言われた。合併審査で、そのコンペティターのシェアがわずか10%しかないなどというような状況でも、隣接市場から強力な競争圧力がかかっているので、この程度でも大丈夫と総合判断で認められることがあり得ることはとてもよくわかります。しかし総合判断じゃなくて、これが十分条件だということであれば、その隣接市場からの競争圧力が強かろうと弱かろうと、10%で十分だと言っていなければ論理的におかしいわけですね。これだけで十分条件だと言っているわけだから。だから、あの回答は全く論理的でないと思います。

以上です。

○山内委員長

草薨委員のご発言は、内容的には今の関係する内容ですか。

○草薨委員

はい。

○山内委員長

じゃ、草薙委員に発言いただいた後で、また事務局のほうで。

○草薙委員

ありがとうございます。私も、前回のご指摘事項②の4ページから6ページのところから質問させていただきましても、事務局のリプライの表現と意図するところといったことも含めてお聞きしたいと思っております。

まず4ページの矢印の2番目のポツのところですが、解除基準②③、これは6ページで解除基準②③のことでありますけれども、フローに係る指標として統合していかれるということは、競争の実態とも合うものなんだろうということで評価したいと思っております。

ただ、太字で説明されております2番目のポツの「一般的には新築物件のみといった形や、既築物件のみといった形で営業活動を行っている事業者が存在するとは考えにくい」ということでありますけれども、実際には業者の得意分野として絞り込んで新築物件をやっている、既築物件をやっているということはあるだろうと。営業活動を絞り込むといったこともあろうかと思えます。その辺、いかがお考えかということ。

それから、先ほどの松村委員のご質問とも関連するんですが、5ページの3番目、4番目、5番目のポツのところでありますけれども、3番目のポツのところ「一定期間の競争状況を評価することが適当」ということなんですけれども、これは3年ということが非常に大きく出ております。

松村委員が言われた特別な事後監視の3年間というのは、3年という区切りはよく出てまいりまして、電力も入っていてそれに合わせるというようなこともあろうかと思えますけれども、私が思うに理屈の上では、例えば来年4月に一気に変わるということだってあり得ると思うんです。そうすると3年も待つ必要はないということになりまして、そのところのご説明をお聞きしたいと思えます。ですから、事後監視の3年間というのがなぜなのかということと同じでありまして、ここでも、なぜ3年なんですかということをお聞きしたいと思えます。

以上であります。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃ事務局のほうからお願いします。

○藤本ガス市場整備課長

まず事後監視の中身でございますが、料金についてはこれを見ていくことになります。合理的でない料金値上げがあった場合には、これには業務改善命令等々を打っていくという形で対応

していくことになります。

これによっても変わらない場合にどうするかというところはあるんですけども、仮にこれによって変わった場合でも、合理的でない料金値上げがあった場合にはさらに3年間、特別な事後監視を行っていくということになります。以上が事後監視でございます。

10%の部分ですけども、こちらは我々としては確かに合併審査を参考にさせていただいております。先ほど口頭で申し上げさせていただきましたとおり、仮に明らかに10%に至っていたとしても、経過措置料金規制を解除すべきではないといったような特段の事情があれば、これはその解除を見合わせるということかと思っております、そういう意味では10%はある意味必要条件であるという解釈もできようかと思っております。10%で解除される場合もあろうかと思っておりますし、特段の事情があれば解除されないという判断もあり得るかと思っております。

○松村委員

10%あれば原則として認めて、例外的にとめると言っているわけですよ。合併審査でコンペティターのマーケットシェアが10%あれば、原則として合併が認められて、例外的なケース、コルージョンとかがありそうなケースだけとめるというような運用は、私の理解ではされていないと思う。45%のシェアを持っているところと、45%のシェアを持っているところと、10%のシェアを持っているところが出て、45と45が合併するというときに総合判断の結果認められることがあることは、実績からも十分言えますが、認められるのが原則、特段の事情がなければ合併が認められるなどという運用は、私はされていないと思います。

したがって、今、言ったような、原則としては認めるけれども例外的な場合にはとめるというのでは到底納得しかねます。

○藤本ガス市場整備課長

そこはさらに精査をしたいとは思いますが、我々が合併審査の過去の事例を調べたところによれば、10%のシェアを対抗する企業が持っているかどうかというのは、一つの基準としてはワークをしているというのが我々の理解でございます。その点はさらに精査をしたいと思っております。

○山内委員長

それから監視委員会のほうからご説明ありますか。

○電力取引監視等委員会事務局長

大石委員のほうからご質問がございまして、私どもの資料の中で、ガスの小売全面自由化の下に、おっしゃいました料金規制の撤廃と書いてございますその横に、競争状態が不十分な事業者においては規制料金を残すというのを書かせていただいております。気持ちは、物事の理解は、

全く今ガス市場整備課長が申し上げたことと同じつもりでございますけれども、誤解が生じないように、私どもより丁寧にご説明をしていくようにしたいと思います。

○山内委員長

今、池田委員から上がっているのはさっきの……独禁法の専門家として、じゃ。

○池田委員

ありがとうございます。公正取引委員会の企業結合審査では、シェア10%以上あれば有力な競争者として評価されていることが多いというのはその通りですが、ライバル社単独、あるいはそのグループでシェアを見ているのであって、A社、B社、全然、資本関係に全くないライバル社を十把一絡げで、お互いに競争し合っているライバル同士のシェアを合計して10%以上あれば有力な競争者であるとは評価していないと思います。この点は情報提供までです。

幾つか質問をさせていただきたいと思います。「特別な事後監視」と「市場監視」という言葉が2つありますが、いまいち何が違うのかがよく分かりません。

例えば資料の9ページのところで、「合理的でない小売料金の値上げ」と、それから市場監視の言葉遣いは「小売料金の不当な値上げ」とあるのですが、これは同じなのか、違うのか、よくわからないところがあります。

また、合理的でない小売料金の値上げを行ったら業務改善命令が出されるおそれがあるということですが、消費者側からすれば、しっかり運用してほしいということになる一方で、事業者側からすれば、何が合理的でない小売料金の値上げに当たるのかは事前に明確にしてほしいと思うところですので、合理的でないというのは何を指すのかというのは明らかにすべきではないかと思います。

松村委員が指摘されておられた、「リバランスの範囲を超えた大幅な値上げ」ということについて、私個人としては、このリバランスの内容が非常に気になっておりまして、小売の全面自由化で競争が機能するのは、ある程度ボリュームのある需要者に対する競争だけで、ガスの使用量が少ない需要者に対する競争というのはなかなか生じにくいのではないかということ懸念しておりまして、使用量の少ない需要家の料金の値段が上がることに對して、どのように考えるのかということにちょっと不安を持っています。

それから指定の解除について、今、解除基準を議論していますが、解除されるときの手続についても関心があります。つまり、いきなり解除されて、その結果が、公表されるというのではなく、多分消費者の方々は、いきなり解除されるのではなく、むしろ解除される手続に加わりたいとか、あるいはこういうふうに事実を評価すべきではないかとか、意見を言いたいと思うので、いきなり解除されるという手続ではなく、何か消費者や、指定されている事業者以外の様々な利

害関係者が意見を言えるような機会があればよいのではないかと考えています。

以上です。

○山内委員長

じゃ、柏木委員どうぞ。

○柏木委員

先ほど草薙委員のご質問と少しダブると思うんですけども、きょうの資料の29ページと6ページと比較しますと、この経過措置料金の規制の解除について。もちろん経過措置の料金規制というのは、消費者保護からすれば一定規模きちっとしなきゃいけないことは十分に承知した上で、一方において自由化ですから、なるべく取れるものは取って、自由競争に委ねるということも一方において重要だと、競争の原理を働かせるという。

相互よく考えてみて、例えば29ページのところを見ますと、前回に比べて②の条件というのが、小口の需要で、新規あるいは既存の当該旧一般ガス事業者による都市ガスの採用件数を半分と、2分の1にしたと。取った都市ガスか何か、ほかのオール電化から取ってきたとか、それが半分。それが、それよりもほかの都市ガス事業者とかあるいは電力会社とか、オール電化から取った数よりも少なくなる。逆に後者のほうが多くなったときをもって解除の条件とある。

3年間というこのベースというのは、3年たつと比較的、取ったり取られたりして妥当な競争条件になっているからという意味合いで3年間というのがあるのか。あるいは別に3年間したら10%は行かないにしても大口で取られ、206もある比較的小規模の事業者、逆に事業者の保護ということもある意味では大事になってきているのか。そうすると大口で取られ、かつ小口で、3年間したらかなりの数が小口で取られるという理由か。そうすると結構規模の小さい事業者の存続にもかかわってくるんじゃないかと私は思っています。

もちろん自由競争で負ければそれまでだっていったら、それまでなんですけれども。ある意味ではこの3年間というのをもう少し融通を効かせる方向というのはないんだろうかと思えます。あるいは、この3年間の、ある理論的な妥当性というのがより明確になると、3年間のベースでも私は全体としては容認する方向なんですけれども、ただ2年でもいいんじゃないかとか、毎年でもいいんじゃないかとか、そこら辺の妥当性についてやはり何らかのコメントが必要なんじゃないかと思えます。

以上です。

○山内委員長

じゃ、事務局のほうから。

○藤本ガス市場整備課長

まず、獲得・離脱を3年間の合計ベースで見るというところですが、こちらは、例えば小規模な事業者のケースを考えますと、1棟大きなマンションがオール電化で建ったとか、そういう数値が1年だけで見ますと大きく効いてくるケースもあると思うんですね。そうしたものをならずという意味で、3年間の合計ベースで見るということにしております。こちらの3年間でよかったですでしょうか。獲得・離脱を3年間ベースで見るという点ですか。

○柏木委員

そう、そう。

○藤本ガス市場整備課長

という趣旨でございます。それから事後監視の3年間の部分につきましては、こちらは書かせていただいたとおり、事後検証というのを、自由化の状況の検証というのを今後行っていくこととなります。その中で状況を見てみまして、例えば3年間の事後監視では不十分だといったような結論を得た場合には、この期間を延長するなどの措置を講ずるということも検討していきたいと考えています。

それから解除手続きでございますけれども、解除をする場合には十分な時間的な余裕をもって行うということになるかと思っておりますけれども、その具体的な手続については今後検討していきたいと考えています。

あとは、事後監視のときのいたずらな値上げの部分ですが、ここは図の中で言っております合理的でない小売料金の値上げと、小売料金の不当な値上げというのは、同じ意味で使っております。

具体的にどういう形でチェックをしていくかというのは、詳細については今後詰めていくと。ビジネスの予見可能性を考えても、ここがどういうものかというところは、詳細は詰めていくこととなりますけれども、今、考えていますのは、例えば燃料費の値上げですとか、あるいは託送料金の値上げですとかを超える形で値上げをしているようなケースは、この合理的でない小売料金の値上げに当たるのではないかというふうに考えています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

いろいろご意見、論点を出していただきました。幾つか論点は絞られてきているかなというふうに思っておりますけど、まだちょっと時間あります。ほかに何かご意見。

引頭委員どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。前回、なかなか経過措置料金規制の解除が、事業者が大きくシェアを奪われるなど競争に負けたときでないで発動されということで、少し厳し過ぎるのではないかと意見を述べさせていただきましたが、今回、事務局から出されたご提案は、いろいろな工夫がされたものと理解しております。

幾つか質問とコメントがございます。29ページ目の新たな解除基準のご提案において、④に単価の下落、これは消費者の方々が一番納得するものではないかと思いますが、これを入れていただいて、大変よかったですと思っております。ただ、ここでは平均単価を見ると簡単に書いてありますが、場合によっては、サービスの内容を変えるなどして、価格という意味では同じであります、消費者が得る効用は高くなっているといったケースなども考えられます。

ですから単純に価格そのもののみを見るのではなく、サービスの質、量といえますか、それは先ほど松村委員がおっしゃっていたように総合的に見て判断していく必要があるのではないかと考えた次第です。こうした理解でよろしいのでしょうかというのが質問の1つ目です。

あと、解除のタイミングについてです。前回では、具体的なタイミングは決まっておらず、1年とかあるいは3カ月という話が出ていたと思いますが、今回は12ページの下に書いてありますように、1年に1回は精緻なデータ報告を求め、3カ月に1回は変化があったかどうか、あった場合にはその内容を報告してもらう、というご提案になっていたかと思えます。

行政が精緻な定点データを入手するというのは非常に大事なことで、その頻度は1年に1回ということでよろしいと思います。ですが、3カ月に1度、変化があってもなくても全ての事業者に報告されるということが果たして負担にならないのか、というのが質問です。解除を望む事業者のみ積極的に報告させるという方法もあるかもしれません。つまり変化なしという簡易な、形式的な報告を事業者にしていただく必要があるのかどうかという点が少し疑問だということでございます。

それから、また29ページへ戻りますが、先ほど柏木委員からの御指摘もございました、②の3年間で見るということについてです。1年目、2年目、3年目と競争の様子が異なると想定され、3年間でみるとそれらが平準化されるのではないかとのことでしたが、これは事務局の仮説と理解しています。一方で、はたして現実に、このような動きになるのかについては、わからないということもあるかと思えます。

そこで今回は、一旦ご提案のような解除基準を基本に置きつつ、自由化後に仮説のように世の中が動いているかどうかについて、1年後とか2年後とか、適切な時期に、今回の設計についての検証、これは監視という意味での検証ではありませんが、その検証を新たにやるべきではないかと思えます。自由化についての経験が十分ではないので、理論が現実に合っていたかどうか

について、もう少し見るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後にこれはコメントです。今回の経過措置料金規制における、指定基準や解除基準をみますと、確かに大口や小口の顧客を多く有する大手事業者にとっては、どなたかが御指摘のとおり、それほど厳しくなく、むしろ甘いという考え方もできるのかもしれませんが。

ただ一方で、地方事業者などで、小口のお客様が中心になっているような事業者の場合ですと、売上が10%も減少するような事態があった場合、存続にかかわるということになるかもしれません。普通の事業会社でも10%売り上げが減少すれば大変なことになります。事業者の力が余りにも弱くなった結果サービスがきちっとできないということになれば、最終的には消費者の方々が損をこうむる可能性も否定できないと思われまます。

また、いろいろな手続を事業者に課し過ぎることによって報告事項が多くなり、本来であればお客様のために使わなければいけない経営リソースを行政の報告に割くことになってまいかねません。自由化がそれでいいのかという問題にもなりかねません。

このように考えますと、需要家の保護も大変重要ですが、それとともに、事業者に健全な競争ができるだけの体力を持っていただくというものも必要になると思っています。柏木先生がおっしゃったように、自由化だから負ける会社がいてもいいやと言われれば、それはそうですかとしか言いようがない、ということなのかもしれませんが、ただ現実として、それほど競争が起こりそうにないような地域で供給している事業者も存在するという事も念頭に置きながら、繰り返しになりますが、自由化後に、今回の制度設計に対する検証をすべきではないかと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

深山委員どうぞ

○深山委員

9ページ、事後監視の基本的なイメージという図に関連して、先ほど池田先生のほうから、合理的でない値上げと不当な値上げは同じですか、違うのですかというご質問があって、それに対する事務局のお答えが同じですという答えでした。私は、これは違うものだというふうにもともと読んでおりましたので、ちょっと意外な感じがしました。

起案者がそうだというのであれば、同じ意味で使っているということなのでしょうが、私は、むしろここは違ってしかるべきなんじゃないかなと思います。つまりこの使い方言えば、合理的でない小売料金の値上げがあった場合には、重点的な事後監視と言われているものをさらに続けますという、その基準ですよ。

他方で、注1のところに出てくる不当な値上げは、これがあつたら業務改善命令をしますとなっています。これは、業務改善命令を発動すべきような値上げという意味では、より否定すべきといいますか、マイナスの評価をすべき値上げだという判定をしているのであって、これが同じだということになると、業務改善命令をすべきような値上げがあつて、初めて事後監視が延長されるというふうに読まれることになって、そこはちょっと基準として違うんじゃないかと思えます。

業務改善命令が発動されるようなときには、もちろん監視を強める必要はあるわけですが、そこまでの問題性が、直ちに明らかでなくても、問題があるのではないかというぐらいのところでも、もう少し監視をしようという、もう少しレベルとしては低いといいますか、しかし問題のある値上げじゃないかと思われるときには監視は続けるということもある。その結果、これはけしからんということになればもちろん業務改善命令ということになり得るわけですが、そこはちょっと2段階レベルの違いがあつてしかるべきなのではないかと思えます。それを意識して、私は、あえて言葉を変えて使っていらっしゃるのかなというふうに読んでいたんですが、いずれにしてもそこはそういう見方をすべきなんじゃないかなという気がいたしております。

ちょっとそれにも関連して、先ほどどなたかからもご質問があつたかもしれないのですが、この重点的な事後監視といわれているものがいま一つ、何をどう監視をするのか、どういう基準で何をチェックするのかというのが私も把握できていないので、できればもうちょっとそこを、どういう意味での重点的な監視をするのかということをご説明いただければありがたいと思えます。

以上です。

○山内委員長

それじゃ、次に日本ガス協会どうぞ。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。解除基準につきまして、事務局の資料5ページでございますが、全面自由化直後の既築物件でのスイッチ、これにつきまして一時的な増加というもので直ちに評価するのは適切でない、こういう多分ご視点から、全面自由化後3年たってからこの期間のスイッチの競争実績を評価するという案が今回示されております。

しかし都市ガスにおきましては、もともと他燃料との厳しい競争が存在しております。小売事業への新規参入として想定されますのは、既存のガス事業者と比べましても経営規模の大きい電力会社さんや石油事業者さんであるということ踏まえ、やはり3年という期間は長過ぎるのではないかと考えております。新規参入者の方々と自由化のもと競争を行い、

切磋琢磨できるよう、できる限り早く競争状況を評価し、競争があると認められれば速やかに経過措置規制を解除していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員長

次に二村委員どうぞご発言ください。

○二村委員

すみません、先生方の大変精緻なご質問の後で恐縮なんですけれども、どうしても確認をしておきたいので発言をさせていただきます。冒頭の事務局からの説明の中で、LPガスへの変更等についてもそんなに費用はかからないと。たしか2～3万円というようなことをおっしゃったと思うんですけれども、それが本当なのかということです。私としては非常に納得できなくて、実際はもっとかかるのではないかなと思っていて、大変気になるので、その根拠といいますか、そういったものを教えていただきたいと思います。

というのは、やはり消費者からすると、変更するのにどれだけコストとか手間がかかるかというのは非常に大きな問題で、逆に考えますと、今、電気の自由化のところで、新しく参入された電力事業者さん等がすごくおっしゃっているのが、簡単に変えられます、簡単にスイッチできますということで、これらを本当にすごく強調されているんですね。これは確かに大事なことだと思うんですけれども、それを裏返して考えると、非常に気になる場所ということなんです。

そのようにコストがかかる、それから先ほども申し上げましたが、元に戻せないということを見ると、1回の選択というのがものすごく大きいわけですね。そのときはいいと思ってした1回の選択で後々ずっと、生じてくることに対して全部費用面で負わなければいけないということですので、消費者の側からすると大きな選択だというふうに言わざるを得ないのかなと思っています。

多分ずっとこの間、他燃料との競争のところで、それは消費者の側ではたいしたコストではない、ということをおっしゃっているようなのですが、そのところが私たちとすると非常に納得しがたいところかなと思いました。都市ガス同士の競争があつて、そこで選択できるという状況の中での解除の条件というのは、今、先生方にご議論いただいているようなところをきちんと見ていただければいいかなと思うんですけれども、そこが非常に気になったので、大変細かいことで恐縮なんですけど確認させてください。

○山内委員長

あと草薙委員が今、上げていらっしゃるのをご発言願って、それでまた事務局からコメントをお願いしたいと思います。

どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。先ほどの引頭委員のお立場ともかかわってくると思うんですけども、12ページのところで、3カ月に1度のデータの提出ということで負担があるということであれば、大きな変化なしということを経済報告することも許容することを検討ということが注に書いてあります。

そういったことをぜひ検討していただきたいと思いますが、括弧書きで、「この場合においては、無論、経過措置料金規制は解除されない」というふうに書いてあります。経過措置料金のままでいいというふうを考えて、そのような行動をとるということを許容するようにも読めるんですけども、基本的には経過措置料金というのは、継続してしまうというのは小売全面自由化の趣旨を没却しかねないんだという立場から、必要に応じて行政指導を行っていただくというような場面も生ずるということは確認したいと思います。

それから、この12ページの4つある項目の一番下、矢印の下の4番目、「このため、経過措置料金規制に係る指定・解除に係る情報については、国はその都度、広く公表していく」ということでありますけれども、経過措置料金規制が外れるということは事業者にとっても大きなイベントでありますので、国がプレス発表などされることで広く公表されるということと同時に、事業者にも需要家に対する通知義務を課すことができないかということをお尋ねしたいと思います。契約の前提が大きく変わりますので、仮に料金水準には全く変更がなくても、一度、事業者からきちんと需要家に知らせるということがあるべきではないかと考えます。

以上です。

○山内委員長

それではここで一度、事務局のほうからご質問等に対するお答えをお願いしたいと思います。

○藤本ガス市場整備課長

まず、引頭委員からご質問のあった平均単価について、価格だけで見るとはなくて、サービスの内容、効用がふえているかどうかとも評価すべきではないかという点ですけども、平均単価の部分にサービスの内容面をどう評価していくのかというのは、なかなか難しい課題でありますけれども、今後考えていきたいと思います。

それから引頭委員からありました、3カ月に1回の報告は負担になるのではないかと。場合によっては解除を求める事業者が手を挙げる形でというご提案もいただきましたけれども、こちらはまさに、もうご指摘のとおり、注に書かせていただいているとおり、簡素な方法での報告を認めたいと思います。

12ページ、ご指摘事項⑤の注に書かせていただいておりますとおり、例えば大きな変化なしといった形での報告も認めることとしたいと思います。ややテクニカルですが、報告徴収の形でデータをとることを考えておりました、事業者の希望に応じて報告徴収をかけるというのはややイレギュラーなものですから、基本3カ月に1回報告徴収をかけて、簡素な方法を認めると。ただ、この簡素な方法での経過措置料金規制の解除はないことかと思っております。こういった形で事業者の負担にも配慮したいと考えます。

それから3年間の平準化の部分ですけれども、こちらは引頭委員と、あるいは先ほどの柏木委員からのご指摘にも関しますけれども、考え方としましては、自由化直後は離脱が先行するということが予想されるわけでございます。仮に1カ月あるいは3カ月で評価をしますと、離脱が先行したものを評価して即解除をするといったことにもなり得るかと思っております。

加えましてご説明させていただいております、解除後に再指定をするというのは事実上なかなか難しいと考えておりました、そういう意味では一定の競争の定着が必要かと思っております。競争状態が安定していることを確認した上で、解除を行うことが必要かと思っております。ここは我々としては、3年間は不安定な状況が続くのではないかと見ておりました、3年間という設定をさせていただいております。

ここに限らずですけれども、設計については、自由化が実際になされた後にどういうことが起こるかというのはなかなか想像がつかないところもございまして、設計全体についての検証というのは自由化の検証の中でしっかりやっていくということかと思っております。

それから、深山委員からご指摘をいただいている不当な値上げと、合理的でない値上げ、9ページの部分でございます。まず10ページを見ていただきまして、事後監視の具体的な内容について、前回委員会の資料ですけれども記載をさせていただいております。現在の一般ガス事業者は、ポツの3つ目のところでございますけれども、標準家庭における1カ月のガスの使用量を公表しております。この使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き監視をしていくということが事後監視ではないかと考えております。

ポツの4つ目に書かせていただいておりますとおり、いわゆるリバランスが行われる可能性はありますけれども、こうした状況までを、料金改定までを妨げる必要はないのではないかというのが今の我々のご提案でございます。

深山委員ご指摘のとおり、合理的でないかという点と不当な点というのは、レベルの違いは確かにあり得るかと思っております。いずれにしても改善命令が状況によっては出せるという点では両者に変わりはないということかと理解しております。

それから、二村委員からご指摘をいただいたLPガスへの変更の部分でございます。こちら

は事業者の方に補足をいただいたほうがいいのかもかもしれませんが、我々の認識では、都市ガスからLPに変更する場合には、基本的には配管はそのまま利用が可能であると理解しております。機器の調整、バーナーの交換とか、あるいはガス栓の取りかえ等に1万円から2万円、3万円程度の費用がかかると。こちらはランニングで十分回収できるというふうに我々としては理解をしているところでございます。もし事業者の方から補足があればお願いします。

それから、草薙委員からご指摘をいただきました経過措置が外れる場合の公表の部分ですけれども、経過措置の約款に伴う契約が、今度は仮に同じ内容だとしても、別の自由化後の契約に基づく供給契約にかわる場合には、こちらは事前に説明をする必要があると。事業者から需要家に対しては事前に説明をする必要があるという整理だと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

先ほどの点について、事業者から何かございますか。

○川岸オブザーバー

それでは切りかえの工事の件について少しお答えさせていただきます。今、事務局からご説明がございましたように、都市ガスからLPGへの切りかえの際は、ほとんどのケースでガス工事、ガスの配管工事につきましてはそのままやりかえることなく使えるケースが出てまいります。都市ガスのほうがLPGの配管よりもサイズが大きいということになっておりますので、都市ガスからLPGのほうへ転換する場合については、内管、いわゆるガスの部屋内の配管がそのまま使えるということでございますので、工事代が安く済むと。

それからご説明ございましたように機器の調整というのがございますが、1台当たり1万円ないし2万円というような程度かと思えます。さらに、大体普通の機器というのは買いかえ時期がございましたので、買いかえ時期に合わせてということでございますと、この機器代金については不要だといいますか、考慮しなくてもいいということになります。

逆にLPGから都市ガスへかえるという場合につきましては、LPGの配管が都市ガスに使用できないというケースもございますので、この場合につきましては内管工事をやりかえるというケースが出てまいります。機器の調整についてはLPから都市ガスへの切りかえ等もほぼ同じだというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

じゃ、松村委員どうぞ。

○松村委員

すみません、さっきの質問に対する回答が理解できなかったので確認したい。深山委員がもしあの回答で理解したということならいいのですが、私は質問に対して答えになっていなかったような気がします。

私の理解では、深山委員のご指摘は、合理的でない小売料金の値上げというのと、業務改善命令、変更命令を出すようなことは違うだろうということ。黒と白と灰色があるという状況だと私は理解しました。

黒であれば当然改善しろと言う。白であればもちろん問題なく解除される。だけど黒とまではいえないけれども、リバランスの範囲と十分説明できるかどうかあやしいというようなものがあるというのが、2つが違うという状況。2つが同じだというのはそういう状況がない、黒か白かのどちらかしかないという状況と私は理解しました。それに対する回答として、どっちをとったとしても、不当な値上げがあれば改善命令できるから同じだというのは、質問に対する回答になっていなかったのではないかと思います。

それで私は、先ほどの回答、2つが同じだという回答をむしろ積極的に解釈していた。どうということかという、普通は、2つは違う。普通は変更命令、業務改善命令は、めったなことでは出さない。命令は例外中の例外のケースで、普通は出さないという運用が多い。私は、先ほどの回答は、消費者保護のために、異例な運用をして、積極的に変更命令を出していく、リバランスで説明できないと思ったら積極的に命令を出しますから、消費者の皆さん安心してくださいと力強く言ったのかと思った。そこのところはどっちのつもりなのかは重要な点です。明確にしていだけないでしょうか。

○藤本ガス市場整備課長

すみません、ちょっと一回引き取らせていただいて、合理的でない小売料金の定義と、それから小売料金の不当な値上げの定義と、あとはどういう場合に業務改善命令を出すのかということところは再度整理をして、次回お示ししたいと思います。

○山内委員長

よろしゅうございますか。

ほかに。どうぞ大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。先ほどのスイッチングといいますか、都市ガスからLPにはこれくらいの値段でかえられる、というお話でしたが、実は私のところはマンションでして、今現在は

都市ガスですけれども、LPにかえたいと思ったとしても事実上無理ですね。賃貸の住宅であるとか、集合住宅のように変更できない消費者が大変多いという事実はお伝えしたいと思います。

何度も繰り返しますが、消費者は都市ガスが高いなら、LPガスやオール電化に替えられるのではないかと事務局側の意見に対しては、もともとところで受け入れられません。消費者の側からみますと、今の状況で都市ガスからLPガスやオール電化に替えられるような人は、もう既にかえているだろうと思います。また、これから新築ですとか建て替えなどの必要があって検討する消費者はいるとしても、それをもって、誰でもかえられるのだとは言えないと思います。自由化によって都市ガス同士の競争が起きず料金が上がったとしても、消費者は困らない、大丈夫なのだという根拠には決してならないということをもう一度お伝えしたく、意見を言わせていただきました。

以上です。

○山内委員長

そのほかご発言のご要望ありますか。

どうぞ、福田委員。

○福田委員

これまでの論点とちょっと異なりますが、24ページ、26ページあたりの都市ガス利用率の考え方の精緻化のところについてお聞きします。

24ページにあるように、現状を踏まえて都市ガス利用率の考え方を、暖房、給湯、厨房とに分けて見ること自体は、実情に合わせて細かく見るということで大変結構だと思うのですが、一方で26ページに書かれている具体的な計算のイメージに関連して、どこまで細かいエビデンスに関する資料の提出を事業者に求めるのかが気になっています。

なぜかといいますと、例えば50%より都市ガス利用率を小さくして、この経過措置料金規制を解除したいという事業者がいたときに、計算を精緻に行う・行わないによって50%以下になる／ならないというのが異なってくる可能性があると思われるからです。

そうしたときに、指定を解除したい事業者としては、本当に正しい数字を申告してくれるのかどうか気になります。しかしそうは言いつつも、例えば契約者数が多い事業者などに対しては、全数調査的な厳密なエビデンスの提出も難しいかと思います。事務局として、獲得・離脱に係るエビデンス資料としてどんな精度の資料の提出を考えているのかを教えていただければと思います。

○山内委員長

それじゃ、次に草薙委員どうぞ。

○草薙委員

私も都市ガス利用率の考え方についてお伺いしたいと思います。ちょっと大上段の議論になりますけれども、今後パイプラインの拡充、あるいは増強ということをして、さらに需要の開拓等を進めていくという中で、都市ガスが各地域に届いているという状況とか、その中でスイッチングの競争圧力が働いているという状況がまずは大切だと考えております。

また、天然ガスシフトというのは国家的な目標とも言えるものですので、1からゼロまでの間でざっくりとした決めの数値を当てはめて、天然ガスシェア率を見かけ上低下させるというのは何かもったいない方法論のように思います。

ガスの利用の仕方は今後の技術進歩によっても変わり得るものでありますので、用途や件数と同様に、都市ガスの使用量やエネルギー全体における割合といったさまざまな指標をしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

池田委員、どうぞ。

○池田委員

ちょっとこれまでの論点とは異なるのですが、資料の1ページ目の経過措置料金規制の基本的な考え方について、この資料でまとめられた考え方、とりわけ「規制なき独占」に陥って、需要家の保護に資さない状況になることを防ぐという大きなところは賛成しております。

経過措置料金規制を残すか残さないかの主たる関心事項は、料金のところに集中しているように思うのですが、条文を読みますと、事業の譲渡し・譲受け、合併・分割について、経済産業大臣の認可が必要となるか否かについて、経過措置料金規制が残る場合には旧ガス事業法10条も残るという規定になっておりまして、先ほど引頭委員がご懸念されておりましたように、たとえば倒産しそうな場合だとか、そういったことは事例として余りよくないかもしれませんが、企業再編がやりにくくなっているのではという懸念がございます。経過措置料金規制を残すという趣旨は、規制なき独占、つまり超過利潤を、べらぼうな利益を上げることが中心であり、企業再編を自由にできないこととは別な話ではないかと思っておりますので、何か方策を考えていただけないかと思っています。

○山内委員長

ありがとうございます。

一応、今のところよろしいですか。幾つか質問がありましたので、また。

○藤本ガス市場整備課長

まず大石委員のおっしゃった、例えばマンションではLPに転換することは難しいと、個々の家庭が、というところは確かにあろうかと思えます。そういう意味では、一般に見て競争状態に都市ガスとLPがあるのかどうかという評価をすべきとは思いますが、こうして見ましたところ、例えば既築の家庭においても、双方向ではありますが、他燃料からの転換、あるいは他燃料から都市ガスへの転換というのは実際に起こっているというところは我々も確認をしております、実際に転換をするときにどういうコストがかかって、どのぐらいで回収できるかというのは、ご説明させていただいたとおり状況は確認させていただいています。

もちろんマンションでは難しいとかいう状況はございますけれども、一般的には都市ガスと他燃料は競争状態にあるというのが我々の評価であります。完全に同じ材としての競争かというところは、そこは同じではないと思っております、それを踏まえたきめ細かい指定基準・解除基準を設けさせていただいているつもりでございます。

それから福田委員からいただきました、24ページの精緻化をするときのエビデンスの資料ですけれども、我々としましてベースになるのは、ガス事業の場合は消費機器調査が義務づけられております。こうした調査によってどのご家庭がどういう機器で、どういうふうに使われているかというのの把握は事業者としては可能であると思っております。これをベースにしたいと思っておりますけれども、具体的にどういう資料を求めるのかというところは、さらに検討していきたいと思っております。

それから草薙委員からご指摘の点ですけれども、精緻に数値を見る点でございますが、仮に精緻に数値を見たほうが、ある意味、天然ガスの部分需要をとっているものもしっかりとわかるという逆の評価もあり得ると思っております、そういう意味では天然ガスのシェアを正確に判断するためにも、この精緻なシェアの分析というのは悪くないのではないかと考えているところであります。

それから最後、池田委員からいただいた合併の部分ですけれども、ちょっとここは一度預からせていただいて検討させていただきます。

ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。今、橘川先生がちょっと席を立たれているのであれなんですけど。ほかによろしいですかね。

いろいろ意見をいただきましてありがとうございます。私の感想といたしますと、きょう

ご提案いただいたことについて、いろんな意見の中で重要なことは、やはり解除要件の解釈の仕方かなと思います。それについて松村先生のほうで随分おっしゃっていますが、この問題についてちょっと確認といたしますか、明確にする必要があると思います。それからもう一つは事後監視ですね。この内容についてももう少し明確にする、あるいは事務局としての立場を、さっき預かるようなことがありましたので、その辺をはっきりしてもらおうということなのかなと思います。

それからスイッチの問題が随分出ました。事業者間のスイッチもありますし、エネルギー間のスイッチもあります。一方の考え方で、競争促進するためにスイッチをやりやすくするような政策を打つという考え方もあるわけですよ。だから、現状でこうだけでもというだけではなくて、積極的にスイッチをしやすくさせるようなことも考慮しなければならない。例えば先ほども出ましたけれども、電気の場合、今スイッチが非常に手間がなくてできると宣伝していますが、まずはそれを確保しなきゃいけない。それから、エネルギー間の競争がというんだったら、エネルギー間の競争でスイッチができるような、そういう方策を考えなきゃいけないのかもしれない。具体的に今すぐにどういうことかということについては、また少し考えなきゃいけないんですけど、そういう考え方もあるというふうに思っています。

それで、もしそうだとすれば、今、私のまとめということになりますけれども、基本的にきょう指定・解除の要件について議論いただきました。少し不明確な点があるということがありましたので、その点は明確にさせていただいて、それでまた少し議論していただくということかなと思います。

どうぞ。

○松村委員

もうさんざん繰り返されたので大丈夫だと思いますが、今のまとめの解釈でちょっと心配になった。条件の解釈について揉めていたとか、そういうことではなく、大きく分かれた意見は、これを十分条件とするのではなく総合判断とすべきだという意見と、そうでない意見というのがあったということは明確にしていきたい。

○山内委員長

今、これから言おうと思っていたんだけど。

○松村委員

それを解釈の問題というふうに表現されたのなら大丈夫ですけど。

○山内委員長

これから言おうと思っていたんですけど、挙げられたのであれなんだけど、さっき言ったように、解除に当たっての総合判断というものはあり得ると思っています。誰がどのように総

合判断を下すのかという問題もありますけれども。さっきの事務局のご説明でいうと、何らかの形で歯どめをかけるという言い方でしたね。これを前提にすると、要するに最初に総合判断をしますといっただけでは逆に内容が明確でない。要するに裁量的になるという問題が生じる。さっき松村さんがおっしゃったようなことがあるので、恐らく総合判断というのでも何らかの要件というか、こういうことで見ていくとか、あるいは手続とかということを明確にしなきゃいけないと思うんですね。だから今回の議論で言うと、一定の基準があってその中での総合判断だということだと思いますね。よろしいですか。

○松村委員

ここで、事務局で出されたような指標に注目して総合的に判断するというのなら反対する理由はありません。十分条件だということに反対しているということです。

○山内委員長

だから十分条件というからには、これだったらこれでオーケーですという話なんだけど、そうじゃなくて、さっきもう少し要件を見ますという話なんだから、場合によってはそれは否決されるということなんだから、それを総合判断というかどうかということだと思うのですが。

どうぞ。

○大石委員

しつこくて申しわけありません。今の結論について、結局どのような話になったのか、教えていただけませんか。私としましては、やはり後ろにたくさんの方の消費者の皆様がおられるので、どのように報告していいのかわからないですけれども。先ほど池田委員からもご提案がありましたように、経過措置料金を解除するときには、どのような条件にするのか。数字だけで見るのか、それとも例えば委員会のようなものをつくって専門家と消費者が入って、解除条件を総合的にきちんと見ていくのか、等についてはこの場で話し合うことではないのでしょうか。

○山内委員長

それについてちょっと。

○藤本ガス市場整備課長

具体的な手続については、次回またお示ししたいと思います。

○山内委員長

さっきの、ですからこの要件ではなくて、ストップがかかるケースがありますと。そのストップがかかるのはどういうケースなのかということですね。それは総合判断という言い方をするのか、あるいはその内容について具体的にするのかという、私としてはそういう解釈をしてい

るので。手続についてはまた次回ということですね。こういう解釈でよろしいですか。

というところまできょう議論しましたということで、お願いしたいと思います。

そのほかにご発言のご要望はございますか。

よろしければ、時間がまだ少しございますけれども、最後に今後の予定を事務局からお願いしたいというふうに思います。

○藤本ガス市場整備課長

次回、第30回につきましては、3月31日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいています。議題は追ってご連絡させていただきます。

3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございます。

本日の議事は以上でございます。特にご発言がなければ、以上をもちまして第29回ガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

ご協力どうもありがとうございました。

—了—